社会福祉法人聖惠会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成29年4月1日~平成32年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ●平成29年4月~ 法に基づく諸制度の調査
- ●平成29年12月~ 制度に関するものをまとめ、社員に配布

目標2:平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり 平均年間15日以上とする。

<対策>

- ●平成29年8 月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ●平成29年12月~ 法人事務局にて検討開始
- ●平成30年4 月~ 計画的な取得に向けた研修会の実施
- ●平成31年4 月~ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3:若者のインターンシップの受け入れ体制を構築する。

<対策>

- ●平成29年10月~ インターンシップ受け入れ体制について検討開始
- ●平成30年4 月~ 受け入れを行う部署への説明及び体制作り
- ●平成30年12月~ 社員への周知
- ●平成31年4 月~ インターンシップの受け入れ開始